

欧州連合司法裁判所、「Apple」の旗艦店舗のもののような
小売店舗のレイアウト表示が商標登録の対象たり得る旨を判示

2014年7月15日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、7月10日、商標に関する加盟国の法律を接近させるための2008年10月22日付け欧州議会及び理事会指令2008/95/EC（商標ハーモ指令）上、「Apple」の旗艦店舗のもののような小売店舗のレイアウト表示が、サイズや規模等を示すことなく、デザイン単独で、自身の商品に関連するサービスではあるがそれら商品の販売の申出と一体不可分でないサービスについて、識別性等の登録要件を満たしかつ登録拒絶理由によって排除されないことを前提に、商標登録の対象となり得る旨を判決した。

【背景】

Apple は米国特許商標庁において、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」（ニース協定）の第35類の意味におけるサービス¹について、自身の旗艦店舗をデザイン及び色によって表示する以下の立体商標を登録した。



その後、Apple は、標章の国際登録に関するマドリッド協定に基づく国際登録を通じてこの商標の保護を国際的に拡大することを志向。その結果、当該商標の保護が認められた国もあれば、認められなかった国もあった。特に、ドイツにおいては、ドイツ特許商標庁（DPMA）が2013年1月に、当該立体商標の国際登録の保護の及ぶ領域としてドイツを指定することを求めるAppleの請求を、「商品の販売のためのスペースの描写は商活動に不可欠な側面を表現するもの以外の何物でもない」との理由によって拒絶した。本件に関しDPMAは、「消費者がこのような小売スペースのレイアウトを製品の品質・価格帯を表すものとして受け止める可能性はあるものの、商業上の出所を表示するものとしては認識しないであろう」、さらには「本件において描写された小売店舗は、他の電子機器メーカーのものから見て十分に識別性のあるものではない」などと判断した。

¹ 具体的には、「retail store services featuring computers, computer software, computer peripherals, mobile phones, consumer electronics and related accessories and demonstrations of products relating thereto」と特定されている。

DPMA のこの決定に対し、Apple はドイツ連邦特許裁判所に控訴。同裁判所は、Apple の当該立体商標にて描写されたレイアウトは電子機器事業分野の小売店舗の通常のレイアウトからみて識別性を備えた特徴を有するとしつつも、本件に係る紛争は商標法についてより根本的な問題を提起しているとして、本件控訴事件の手続を中止して、CJEU に対し予備的判決を求める質問を付託することを決定。ドイツ連邦特許裁判所は、実質的に「商標ハーモ指令第 2 条及び第 3 条は、Apple の旗艦店舗のもののような小売店舗のレイアウト表示が、サイズや規模等を示すことなく、デザイン単独で、商標登録出願人の製品を購入するよう消費者を誘引する目的で提供される多様なサービスについて、商標登録の対象となり得るか」などについて、CJEU に明確化を求めた。

【CJEU による判示事項の概要】

ドイツ連邦特許裁判所の質問付託に対する CJEU による判示事項の概要は以下のとおり。

CJEU は、商標ハーモ指令第 2 条上の商標を構成するためには、商標登録出願の客体は、①「標識」であること、②当該標識が図式的に表現できるものであること、③ある企業の商品やサービスと他の企業の商品やサービスを識別できるものであること、の 3 条件を満足しなければならないところ、まず、「デザイン」が図式的に表現可能な標識のカテゴリーに含まれることは同条の文言から明白であると指摘。したがって、本件控訴事件において問題となっているもののような、小売店舗のレイアウトを、直線、曲線、輪郭を集積することによって描写する表示は、ある企業の商品やサービスと他の企業の商品やサービスを識別できるものである限り、商標を構成し得ることとなるのであって、そのような表示は、小売店舗のサイズや規模を示していないこと等について帰責することなどを要することなく、上述の条件①及び②を満たしているとした。

そして、CJEU は、小売店舗のレイアウトのデザインによる表示は、ある企業の商品やサービスと他の企業の商品やサービスを識別し得るものであり、それ故に上述の条件③も満たし得るものである旨を判示。その理由としては、そのような標識によって描写された直販小売店舗のレイアウトが商標登録請求された製品やサービスの出所を特定し得ることが否定され得ないことに言及するだけで足り、その描写されたレイアウトが当該経済分野の規範ないし慣習から大きく乖離しているものである場合は、当該レイアウトが条件③を満たすケースに該当し得ると説示した。なお、問題となっている標識が実際に条件③を満たすものであるか、またいずれかの登録拒絶理由を有していないかどうかについては、所管官庁が個別具体的に評価しなければならない旨も付言した。

他方で、商標登録出願人の製品を購入するよう消費者を誘引することを意図するサービスが、本件控訴事件におけるもののような標識を商標登録することが可能な、商標ハーモ指令第 2 条の意味における「サービス」に該当するか否か²については、商標ハーモ指令に

² なお、CJEU は、本予備的判決と同日付けで、他のドイツ連邦特許裁判所での控訴事件に

規定のいずれの登録拒絶理由もその該当性を否定していないのであれば、商品の製造業者の旗艦店舗のレイアウトを描写する標識は、当該商品それ自体についてのみならず、ニース協定の下でのサービスに関する類のうちの1つに該当する個別のサービスについても、それらのサービスが自身の商品の販売の申出と一体不可分でないサービスである場合には、合法的に商標登録され得るものであると判示。その上で、Appleによる旗艦店舗にて展示された製品の説明化をするなどの実現を行うなどの特定のサービスは、それ自体、報酬の対象となる「サービス」の概念に該当する旨を付言した。

— CJEU の判決文は、以下参照 —

[JUDGMENT OF THE COURT \(Third Chamber\) 10 July 2014 In Case C-421/13, REQUEST for a preliminary ruling under Article 267 TFEU from the Bundespatentgericht \(Germany\), made by decision of 8 May 2013, received at the Court on 24 July 2013, in the proceedings Apple Inc. v Deutsches Patent- und Markenamt](#)

— 本判決に関する CJEU のプレスリリースは、以下参照 —

[Court of Justice of the European Union PRESS RELEASE No 98/14 Luxembourg, 10 July 2014 Judgment in Case C-421/13 Apple Inc. v Deutsches Patent- und Markenamt \(PDF\)](#)

— 商標ハーモ指令の日本語仮訳は、以下参照 —

[商標に関する加盟国の法律を接近させるための 2008 年 10 月 22 日付け欧州議会及び理事会指令 2008/95/EC \(PDF\)](#)

(以上)

関する、小売店舗において提供されるある種のサービスの、商標ハーモ指令第2条の意味における「サービス」への該当性に関する同裁判所からの付託質問について判示している。当該付託質問は、消費者が便利にサービスの比較ないし購入ができるように、それらのサービスを寄せ集めるサービスを小売店が提供した場合に、このようなサービスが同条の意味における「サービス」に該当し得るかなどについて明確化を求めるものであった。

CJEU は、上述のようなサービスがニース協定の第35類の内容に適合し得る以上、商標ハーモ指令第2条がそれについての商標登録を排除しているものと解釈してはならないなどとして、当該サービスの同条の意味における「サービス」への該当性を認めた。

当該事件に関する CJEU の予備的判決全文は、以下参照。

[JUDGMENT OF THE COURT \(Third Chamber\) 10 July 2014 In Case C-420/13, REQUEST for a preliminary ruling under Article 267 TFEU from the Bundespatentgericht \(Germany\), made by decision of 8 May 2013, received at the Court on 24 July 2013, in the proceedings Netto Marken-Discount AG & Co. KG v Deutsches Patent- und Markenamt](#)